

# 仕 様 書

1 業 務 名 農林水産省所管国有財産の除草等管理処分委託業務

2 履行期間 契約日から令和元年12月26日（木）まで

3 履行場所 伊賀市四十九町字平松2416番

## 4 業務の概要

受託者は委託者が指定する地図に従い、上記土地の除草作業業務を年2回（1回目：8月下旬～9月中旬・2回目：11月上旬～11月下旬）行うものとする。

ただし、日程はその都度協議により変更できるものとする。

（履行場所の地番の面積：555㎡）

## 5 業務の明細

- (1) 作業は、原則としてその日の作業箇所について、後片付け及び清掃まで完了させる方法で作業するものとする。
- (2) 作業に伴い発生する刈り取った草木等の廃棄物は、受託者の責任において処理するものとし、処理にあたっては、第三者への損害及び公衆に迷惑をかけないようにしなければならない。なお、刈草等は一般廃棄物となるため適正に処理すること。

## 6 特記事項等

- (1) 受託者は業務執行に当たっては、責任者を定め、委託者に届出すること。
- (2) 受託者は「シルバー人材センター団体傷害保険」に加入している者をこの業務に従事させること。
- (3) 受託者は業務を処理するために個人情報を収集するときは、事務の目的を明確にするとともに、この業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。
- (4) 受託者は業務を処理するために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集すること。
- (5) 受託者は業務を処理するために知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならないこと。
- (6) 受託者は業務を処理するために知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。
- (7) 受託者はこの業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報等を他に漏らしてはならないこと及び契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知すること。
- (8) 委託者は必要があると認めるときは、受託者が業務執行に当たり個人情報の保護の

ために講じた措置に関し報告を求め、又は指示することができる。

- (9) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

## 7 出来高の確認資料

- (1) 現場写真は、作業の場所および規模が判別できるものとし、同一位置からの業務の着手前、作業中および完了後撮影したものを業務完了報告書に添付して提出するものとする。
- (2) その他出来高の確認に必要な資料はその都度正確に記入、整備し、業務完了報告書に添付して提出するものとする。

## 8 その他

### (1) 委託者事務予定

上記7の業務完了報告書提出後5日以内委託業務の現地検査

- (2) 業務工程表を作成し、提出すること。
- (3) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ① 断固として不当介入を拒否すること。
  - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ③ 委託者に報告すること。
  - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (4) 受託者が(3)の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当：伊賀農林事務所 総務企画室 総務企画課 光岡亜希子

農政室 地域農政課 中戸徳重

電話：0595-24-8100、8108